

豊島区立千登世橋中学校「いじめ防止基本方針」

1 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものとする。

2 取組の基本姿勢

いじめは、全ての学級・学年で発生する可能性があるとして認識する。全生徒に関わる問題として、未然防止、早期発見、早期解決に向けて学校全体で取り組む。また、解決の際には、保護者や地域住民、関係機関と積極的に連携する。いじめの定義は「いじめ防止対策推進法」の規定に従う。

3 具体的な取組内容

1. 年度初めにいじめ防止年間計画を策定する。
2. 道徳教育、学級活動、国際理解教育を充実させ、生徒の豊かな心を育成する。
3. いじめ防止月間を設け、生徒向けアンケートや全生徒との面談を実施し、いじめの早期発見に努める。
4. 外部委員を含む「いじめ対策検討委員会」を設置する。いじめ発生時には、校内サポート会議（生活指導部会・教育相談委員会）で対応を検討する。
5. 「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、いじめ事案には迅速かつ適切に対応する。必要に応じて保護者、教育委員会、関係機関と連絡を密にする。
6. 生徒の生命や心身に重大な被害が疑われる場合や不登校などの重大事態が発生した際には、いじめ対策検討委員会を招集し、豊島区教育委員会に報告する。

【 主な取組例 】

- 道徳科の授業でいじめをテーマに取り上げ、生徒にいじめが許されないことを指導する。
- エンカウンターによる自己発見や人間関係の改善を促進する。
- 心と体のアンケートを実施し、生徒の心身の状態を把握し、早期対応を図る。

4 その他

「いじめ防止基本方針」は、令和 7 年 3 月 20 日最終改定。毎年度当初に、その内容を教職員間で確認し、確実に実行する。

令和7年度 いじめ防止対策年間計画

月	生徒・保護者への働きかけ	会議等
4	・入学式 ・保護者会 ・教育相談 ・エンカウンター（集団作り） ・道徳（いじめ）	いじめ防止対策委員会 職員会議（生活指導） CS 運営連絡協議会
5		いじめ防止対策委員会 職員会議（生活指導）
6	☆いじめ防止月間 ・校長講話（いじめ防止） ・学級指導 ・ふれあい標語募集 ・いじめアンケートの実施	いじめ防止対策委員会 CS 運営連絡協議会 職員会議（生活指導）
7	教育相談 命の授業 SOS の出し方	いじめ防止対策委員会 いじめ防止研修会 職員会議（生活指導）
8		いじめ防止対策委員会 いじめ対応マニュアルの作成
9	心と体のアンケート エンカウンター(集団作り) 道徳（いじめ）	いじめ防止対策委員会 職員会議（生活指導）
10	巡回心理士とのケース会議	いじめ防止対策委員会 職員会議（生活指導）
11	☆いじめ防止月間 ・校長講話（人権講話） ・いじめアンケートの実施	いじめ防止対策委員会 CS 運営連絡協議会 職員会議（生活指導）
12	・教育相談	いじめ防止対策委員会 職員会議（生活指導）
1	心と体のアンケート エンカウンター（集団作り） 道徳（いじめ）	いじめ防止対策委員会 職員会議（生活指導）
2	☆いじめ防止月間 ・校長講話（いじめ防止に関する法令等） ・いじめアンケートの実施 巡回心理士とのケース会議	いじめ防止対策委員会 職員会議（生活指導） CS 運営連絡協議会
3	・保護者会 ・生徒面談	いじめ防止対策委員会 職員会議（生活指導）

*生活指導部会、特別支援教育校内委員会は毎週実施。